

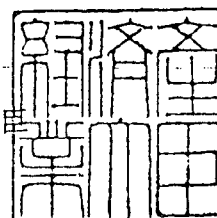
# 経済産業省

平成16・04・15中第3号

平成16年4月20日

親事業者代表取締役 殿

経済産業大臣



## 原材料等の価格上昇に伴う下請事業者への配慮について

経済産業省では、一部の業種において、原材料等の価格上昇により、製造コストの増加等による企業収益への影響や原材料調達が懸念されるところが見られるため、先般、実態調査（別紙1）を実施しました。

その結果、中小企業にとって原材料等の価格上昇に伴う製造コスト増を取引対価に転嫁しにくい状況が、少なからず見られたところであります。

下請中小企業振興法（別紙2）に基づく「振興基準（経済産業省告示）」（別紙3）においては、「取引対価は、取引数量、納期の長短、納入頻度の多寡、代金の支払方法、品質、材料費、労務費、運送費、在庫保有費等諸経費、市価の動向等の要素を考慮した、合理的な算定方式に基づき、下請中小企業の適正な利益を含み、労働時間短縮等労働条件の改善が可能となるよう、下請事業者及び親事業者が協議して決定するものとする。」と定めています。

については、この振興基準に記載されている事項につき、発注担当者等に改めて周知徹底を図るなど、適切な措置を講ずるよう要請します。

# 原材料等の価格上昇に関する中小企業への影響調査について

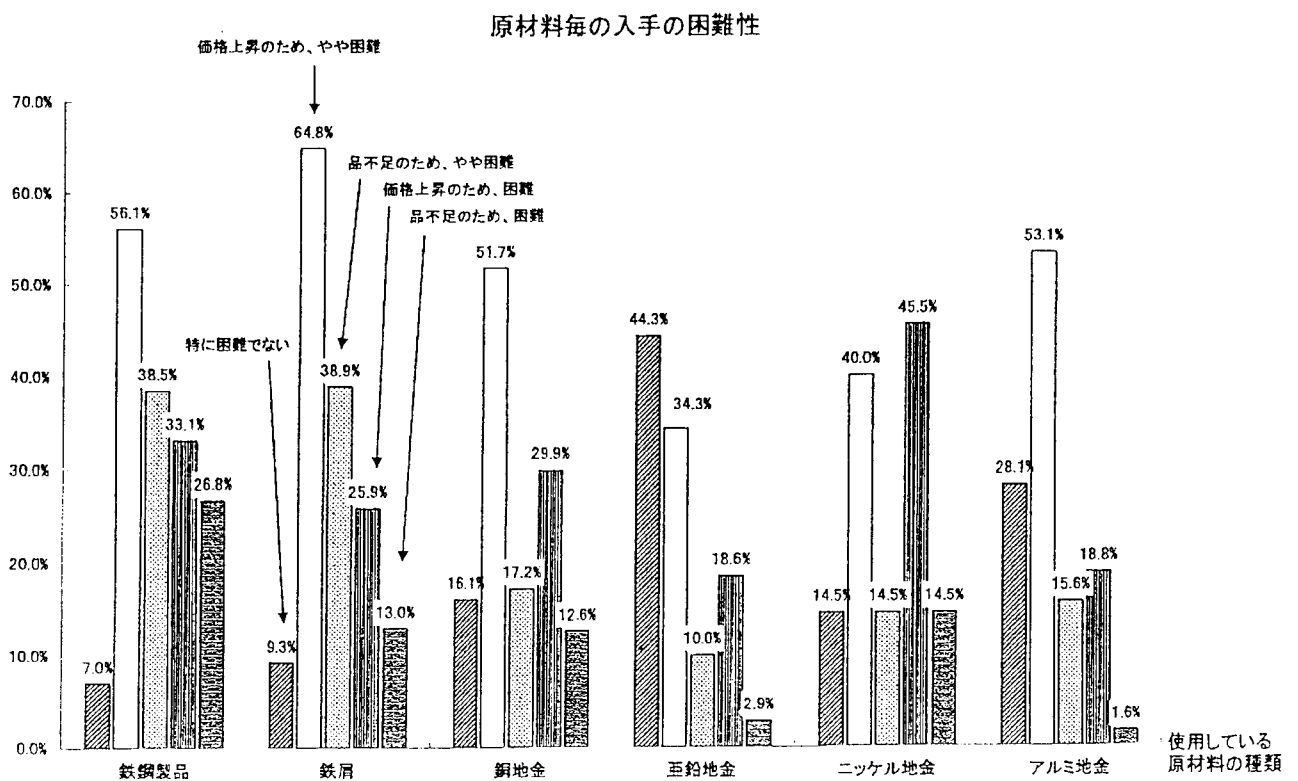
平成16年4月  
中小企業庁

## 1. 調査の概要

○平成16年3月22日(月)付で、今般の原材料等の価格上昇の影響が大きいと考えられる業界団体等に対して、アンケート調査を実施し、約600の中小企業から回答があった。

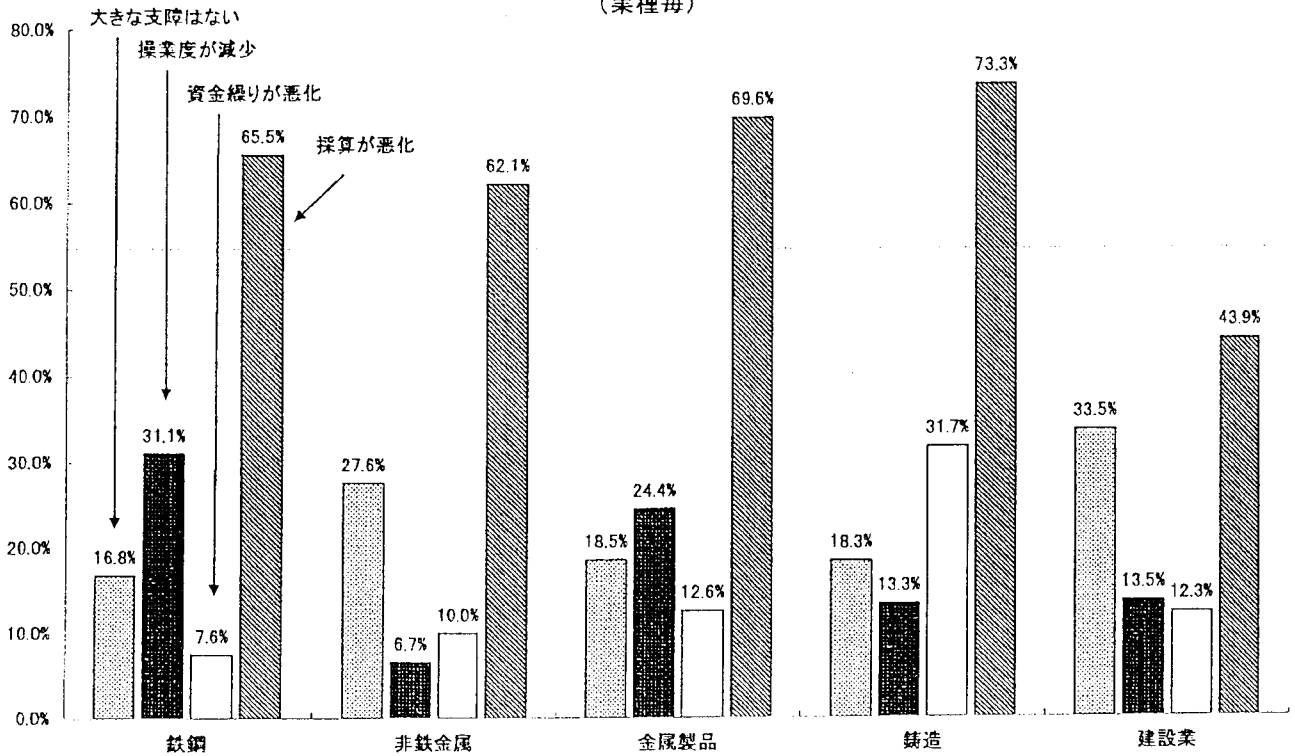
## 2. 原材料等の価格上昇等の影響

○鉄鋼製品、鉄屑、ニッケル地金、銅地金などの原材料等で価格上昇による影響が見られる。鉄鋼製品や鉄屑においては、品不足による影響も発生している。



○ 鋳造、金属製品といった業種では「採算の悪化」と回答した企業が約7割となっており、鉄鋼業や金属製品では「操業度の低下」と回答した企業の割合も少なくない。

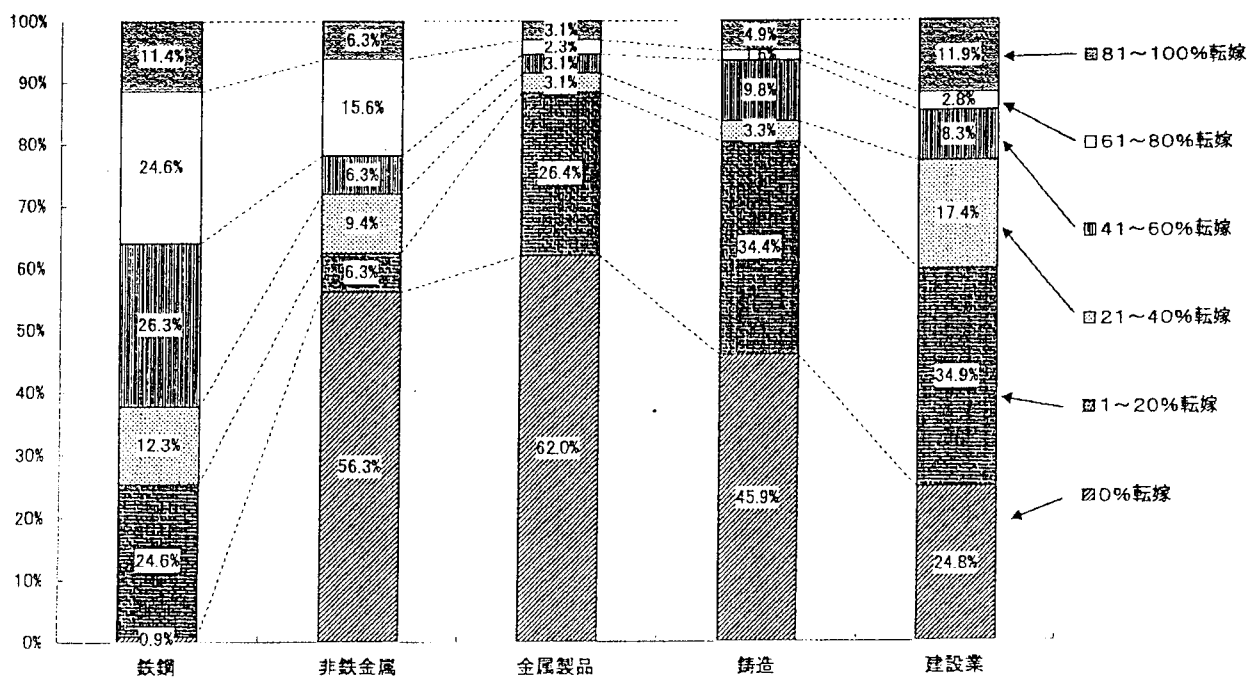
原材料の価格上昇・品不足による影響  
(業種毎)



### 3. 価格転嫁の状況

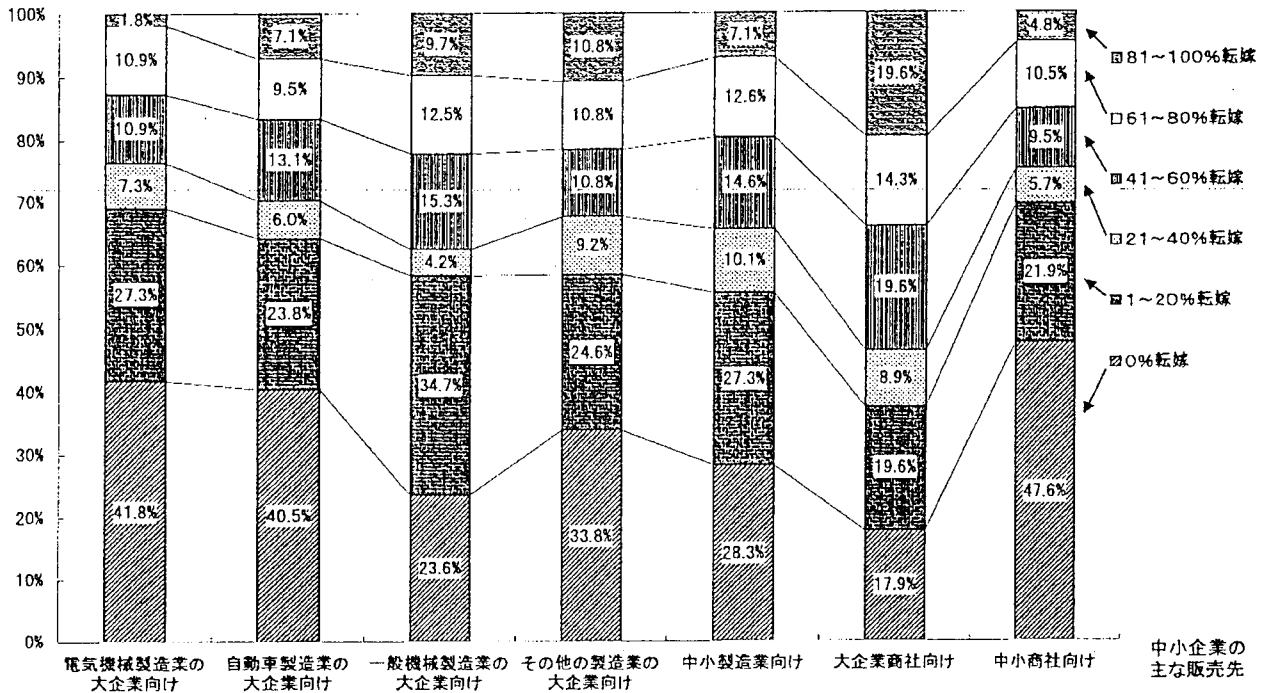
○ 業種毎に価格転嫁の状況を見てみると、金属製品、非鉄金属、鋳造などで価格転嫁を実施していない企業の割合が高い。

価格転嫁の状況  
(業種毎)



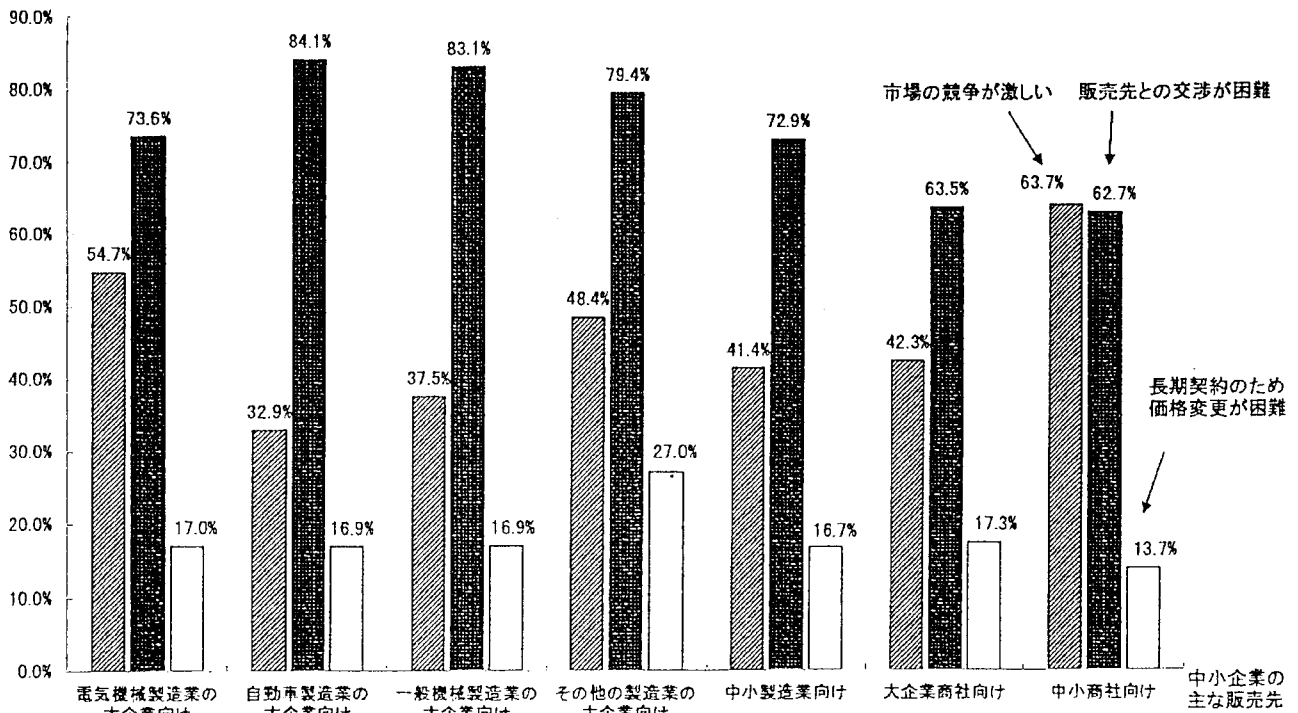
○主な販売先毎に価格転嫁の状況を見てみると、中小商社向け、電気機械製造業向け、自動車製造業向けに製品を販売している中小企業で価格転嫁を実施していない企業の割合が高い。

価格転嫁の状況  
(中小企業の主な販売先毎)



○価格転嫁が困難である理由を見てみると、中小商社向けでは市場との競争が激しいことを理由としてあげている割合が高く、自動車製造業向けなどでは販売先との交渉が困難とする企業の割合が高い。

価格転嫁が困難である理由  
(中小企業の主な販売先毎)



(別紙2)

## 下請中小企業振興法(抄)

(目的)

第一条 この法律は、下請中小企業の経営基盤の強化を効率的に促進するための措置を講ずるとともに、下請企業振興協会による下請取引のあつせん等を推進することにより、下請関係を改善して、下請関係にある中小企業者が自主的にその事業を運営し、かつ、その能力を最も有効に発揮することができるよう下請中小企業の振興を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(振興基準)

- 第三条 経済産業大臣は、下請中小企業の振興を図るため下請事業者及び親事業者のよるべき一般的な基準(以下「振興基準」という。)を定めなければならない。
- 2 振興基準には、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 下請事業者の生産性の向上及び製品若しくは情報成果物の品質若しくは性能又は役務の品質の改善に関する事項
  - 二 親事業者の発注分野の明確化及び発注方法の改善に関する事項
  - 三 下請事業者の施設又は設備の導入、技術の向上及び事業の共同化に関する事項
  - 四 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項
  - 五 下請事業者の連携の推進に関する事項
  - 六 その他下請中小企業の振興のため必要な事項
- 3 経済産業大臣は、振興基準を定めたときは、遅滞なく、その要旨を公表しなければならない。

(指導及び助言)

第四条 主務大臣は、下請中小企業の振興を図るため必要があると認めるときは、下請事業者又は親事業者に対し、振興基準に定める事項について指導及び助言を行なうものとする。

(別紙3)

## 振興基準（抜粋）

下請中小企業振興法第3条に基づく「振興基準」において、下請取引の適正化に関し、親事業者がよるべき基準として定められている主要な事項は次のとおりである。

### 第2 親事業者の発注分野の明確化及び発注方法の改善に関する事項

#### 1) 発注分野の明確化

(1) 親事業者は、下請事業者が長期的な需要見通しの下にその生産、投資、技術開発等について長期的な経営方針を樹立しうるよう、相当期間における親事業者の下請事業者に対する発注分野（下請事業者に対して何を発注し、親事業者自らがどのような物品を製造、修理し、どのような情報成果物を作成し又はどのような役務を提供するのかの区分をいう。以下同じ。）を極力具体的に定め、これを親事業者との取引関係を有する下請事業者に明示するものとする。

なお、提示期間（発注分野が示される相当期間をいう。以下同じ。）中において下請事業者に対する発注分野を変更することが予定される場合には、その内容を併せて示すものとする。

#### 2) 長期発注計画の提示及び発注契約の長期化

(1) 親事業者は、継続的な取引関係を有する下請事業者に対し、下請事業者が安定的かつ合理的な生産を行いうるよう、相当期間にわたる長期発注計画を提示するものとする。

(4) 親事業者は、下請事業者に対する発注量を大幅に変動させないよう配慮するものとし、特に、発注量を親事業者の生産量の変動の程度以上に変動させないよう努めるものとする。

#### 3) 発注の安定化等

(1) 親事業者は、下請事業者が合理的な生産を行いうるよう、下請事業者に対する発注に係る物品、情報成果物及び役務（以下「物品等」という。）の種類等の安定化及び発注量の平準化に努めるものとする。

また、将来の発注計画についての事前の情報提供及び事前情報の精度の向上、あるいは一定の在庫の保有等による事前情報と確定発注の乖離の縮小化等を通じて下請中小企業の計画的生産、生産平準化に協力するものとする。

#### 4) 納期、納入頻度の適正化等

(1) 納期、納入頻度は、下請事業者の受注状況、設備及び技術の能力等を勘案して、下請事業者にとって無理がなく、かつ、下請中小企業の労働時間

の短縮が可能となるよう、下請事業者及び親事業者が協議して決定するものとする。また、親事業者は、下請中小企業の労働時間短縮の妨げとなる週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入、発注内容の変更等について、抑制を図るものとするとともに、予め指定した納入日以前の納入（指定納入日前納入）に応じる等の措置を通じて、下請中小企業の納入事務の軽減等に協力するものとする。

#### 5) 発注の事務の円滑化等

親事業者は、下請事業者に対する発注の事務及び支給材の支給、設備、器具等（以下「設備等」という。）の貸与等に関する事務の円滑化、明確化に努めるものとする。また、親事業者は、下請中小企業の労働時間の短縮のため、下請事業者の要請に応じて、生産・配送システムの見直し等の取組みを共同して行うものとする。

#### 7) 取引停止の予告

親事業者は、継続的な取引関係を有する下請事業者との取引を停止し、又は大幅に取引を減少しようとする場合には、下請事業者の経営に著しい影響を与えないよう配慮し、相当の猶予期間をもって予告するものとする。

### 第3 下請事業者の施設又は設備の導入、技術の向上及び事業の共同化に関する事項

#### 1) 施設又は設備の導入

(7) 親事業者は、下請事業者の要請に応じ、下請事業者の技術開発に協力するとともに、可能な範囲内において、自己の所有する知的財産を提供するものとする。

また、親事業者は、自らの技術指導や研究者派遣等の協力により、下請事業者が開発した技術の実施及びその成果の帰属につき下請事業者の適正な利益に十分配慮するものとする。

この考えを踏まえ、親事業者、下請事業者の双方が寄与した技術・ノウハウ等の帰属については、両者の知的貢献度を十分踏まえた上で、契約書において明確化するよう努めるとともに、取引において相手方の技術・ノウハウ等を知りうる場合は、機密保持契約を締結し、また、対価の考え方を正當に定め明確化するよう努めるものとする。

#### 5) 情報化への積極的対応

(2) 親事業者は、下請事業者が情報化の進展に円滑に対応することができるよう、下請事業者の要請に応じ、管理能力の向上についての指導、標準的なコンピュータ又はソフトウェアの提供、データベースの提供、オペレータの研修、コンピュータ、ソフトウェア等に係る費用負担軽減のための援助等の協力を行うものとする。

(3) 親事業者は、下請事業者に対し電子受発注等を行う場合には次の事項に配慮するものとする。

- ① 電子受発注等を行うこととするかどうかの決定にあたっては、下請事業者の自主的判断を十分尊重することとし、これに応じないことを理由として、不当に取引の条件又は実施について不利な取扱いをしないこと。
- ② 下請事業者に対し、正当な理由なく、自己の指定するコンピュータその他の機器又はソフトウェア等の購入又は使用を求めないこと。
- ③ 下請事業者に対する電子受発注等に係る指導等の際、併せてその経営、財務等の情報を把握すること等により、その経営の自主性を侵さないこと。
- ④ 自己が負担すべき費用を下請事業者に負担させないこと。
- ⑤ 下請事業者が電子受発注等に円滑に対応することができるよう、長期発注計画の提示、発注の安定化及び納期の適正化には特に留意すること。
- ⑥ 下請事業者が不測の不利益を被ることがないように、両事業者間の費用分担、取引条件等について、事前に基本契約書又はこれに準ずる文書により明確に定めておくこと。
- ⑦ その他政府により定められている電子受発注等についての指針を遵守すること。

#### 第4 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項

##### 1) 対価の決定の方法の改善

(1) 取引対価は、取引数量、納期の長短、納入頻度の多寡、代金の支払方法、品質、材料費、労務費、運送費、在庫保有費等諸経費、市価の動向等の要素を考慮した、合理的な算定方式に基づき、下請中小企業の適正な利益を含み、労働時間短縮等労働条件の改善が可能となるよう、下請事業者及び親事業者が協議して決定するものとする。

その際、取引の対象となる物品等に係る特許権、著作権等知的財産権の帰属及び二次利用に対する対価並びに当該物品等の製造等を行う過程で生じた財産的価値を有する物品等や技術に係る知的財産権の帰属及び二次利用に対する対価についても十分考慮するものとする。

##### 4) 下請代金の支払方法の改善

(1) 親事業者は、下請代金の支払は、発注に係る物品等の受領後、できる限り速やかに、これを行うものとする。また、下請代金はできる限り現金で支払うものとし、少なくとも賃金に相当する金額については、全額を現金で支払うものとする。

(2) 親事業者は、下請代金を手形で支払う場合には、手形期間の短縮化に努めるものとし、親事業者が政府により標準手形期間が定められている業種に属するものであるときは、少なくとも当該手形期間を超えないものとする。